

2月16日(月)



3月16日(月)

令和8年度 町県民税・国民健康保険税申告(住民税申告)

令和7年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告

申告相談を役場両庁舎において開催します。申告が必要となる人は必ず期間中に申告を済ませてください。

申告が必要となる人

- ・ 営業、農業などの事業収入や不動産収入がある人
- ・ 給与の年末調整をしていない人
- ・ 不動産や株などの譲渡収入がある人
- ・ 収入がない人、遺族年金や障害年金などの非課税収入のみの人（町内居住者の税の扶養となっている人を除く）…電話申告可

※ 個人事業主に対する国・県・町からの補助金・給付金・奨励費なども事業収入となります。

※ 農業収入申告用基準価格

自家用消費米35,700円（玄米60kgあたり）

そ菜12,800円（6歳以上一人あたり）

※ 自宅から e-Tax または青色申告会や税務署で確定申告をする人は、町会場での申告は必要ありません。

申告する必要がない人

- ・ 年末調整済みの給与収入のみ（勤務先から町へ報告済み）で、所得控除の変更がない人
- ・ 収入がないまたは遺族年金や障害年金などの非課税収入のみの人で、町内居住者の税の扶養になっている人

公的年金収入が148万円以下（令和8年1月1日現在で65歳未満の人は98万円以下）で、源泉徴収税額がなく、公的年金以外の収入がない人（給与などその他の収入がある人は申告が必要です。）

【申告に必要なもの】

●収入を証明するもの

- ・ 源泉徴収票（給与・年金）
- ・ 支払調書、証明書（報酬など）
- ・ 農業、営業、不動産などの「収支内訳書」

●所得から控除する額を証明するもの

- ・ 保険料控除証明書など
- ・ 「医療費控除の明細書」（支払った医療費・保険などの補てん額を個人ごとに集計したもの）
- ・ 寄付金控除の証明書、領収書など
- ・ 本人および被扶養者の各種障害者手帳、障害者控除対象者認定書など

●雑損控除計算書

※雑損控除の申告を行う人は持参ください。

●マイナンバーカード（取得していない場合は、現在の住所・氏名が記載された通知カード（または、個人番号が記載された住民票）と免許証などの本人確認書類）

●税務署からの通知一式（確定申告のお知らせハガキや通知書がある場合）

●口座がわかるもの（所得税の還付を受ける場合、申告者本人名義のもの）

●銀行印（口座振替にて納付を希望する場合、振替を希望する銀行の登録印）

※申告日程が例年と大幅に違いますので、必ず日程表を確認してください。

※令和7年1月より、税務署による確定申告書の控えへの收受印の捺印は廃止されましたので、返信用封筒は不要です。

税務署および町税務課の職員は、申告受付業務のため電話対応ができません。

確定申告に関する質問・相談は「確定申告電話相談センター」へ

国税相談専用ダイヤル **0570-00-5901**（ナビダイヤル）又は

宇土税務署 **0964-22-0410** に電話 → 音声案内に従い「1」番を選択

※土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで 繋がりにくい時があります。

以下の場合は美里町の申告会場では申告を受付できません

- ① **株式の配当・譲渡、先物取引、暗号資産（仮想通貨）、収用以外に係る土地・建物等の譲渡などの所得がある、住宅借入金控除がある** 税理士相談日に来場されるか、税務署での申告、もしくはご自宅などから e-Tax で申告してください。
- ② **青色申告** 青色申告会などや税務署、または e-Tax で申告してください。
- ③ **消費税の申告**
- ④ **必要書類に不備がある** 源泉徴収票（給与、年金）や各種保険料の控除証明書は原本の提示が必要です。紛失した場合は事前に再発行を受けてください。
- ⑤ **「収支内訳書」がない** 事業収入などがある人は、必ず事前に収支内訳書を作成してください（様式の事前送付は行いません。役場窓口、町や国税庁ホームページから取得してください）。
- ⑥ **「医療費控除の明細書」がない** 医療費のお知らせや領収書などをもとに医療費および保険などで補てんされる額を個人ごとに集計してください（医療費のお知らせは原本を提示してください）。
- ⑦ **世帯員の状況を把握していない** 同一世帯家族が、代理で申告する場合は、状況の詳細が分からないと受付が出来ません。
- ⑧ **死亡した人の申告（準確定申告）** 税務署、e-Tax で申告してください。
- ⑨ **令和6年分以前の申告** 税務署、e-Tax で申告してください。
- ⑩ **令和8年1月1日現在、美里町に居住実態がない** 美里町課税とならないため、美里町では申告を受付できません。（源泉徴収票に町外の住所が記載されている場合などはご注意ください）。

農業や営業の事業所得を申告される方へ

令和4年度「所得税基本通達の制定について」の一部改正により、雑所得の範囲について、明確化されました。これに伴い、農業等の事業所得でも記帳・帳簿書類が作成、保存されていない場合は概ね雑所得として取り扱われます。また、以下の場合は記帳・帳簿書類が保存されている場合でも事業所得として認められない可能性があります。

- ① その所得の収入金額が僅少（300万円以下かつ主たる収入の10%以下）と認められる場合
- ② その所得を得る活動に営利性が認められない場合（その所得が例年赤字で、かつ赤字を解消する取組を実施していない場合）

美里町役場での申告時の注意点について

- ・ 申告内容によっては税務署での申告を案内する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 待ち時間短縮のため、できるだけ地区指定日（4ページ参照）に申告をお願いします。その日が困難な場合は、期間中の別日に申告してください（予約制ではありませんので、税務課への電話連絡などは必要ありません）。
- ・ 事業等の収支内訳書や医療費の計算はご自身で事前にお願いします。計算をされていない場合は、「計算コーナー」にご案内しますので、整理・集計をされた後に、申告をしていただきます。

申告方法にかかわらず、申告後は自宅などで書類等の保存が必要です。

領収書などは5年間、法定帳簿は7年間の保存義務があります。税務署などから求められたときは、提示または提出しなければいけません。

